

「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）の差込冊子

～現在ご加入のこども保険に、追加でこども総合医療保険を
組み合わせて加入するご契約者様へ～

このたびは、当社のこども総合医療保険に追加で加入いただきありがとうございます。
当差込冊子は、現在ご加入のこども保険に、追加でこども総合医療保険を組み合わせて加入する場合の取扱いについて記載したものです。

つきましては、以下を必ずご一読いただきますようお願いいたします。

■追加で加入するこども総合医療保険に関する内容

あわせてお渡しする「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）

■追加で加入する際の取扱いに関する内容

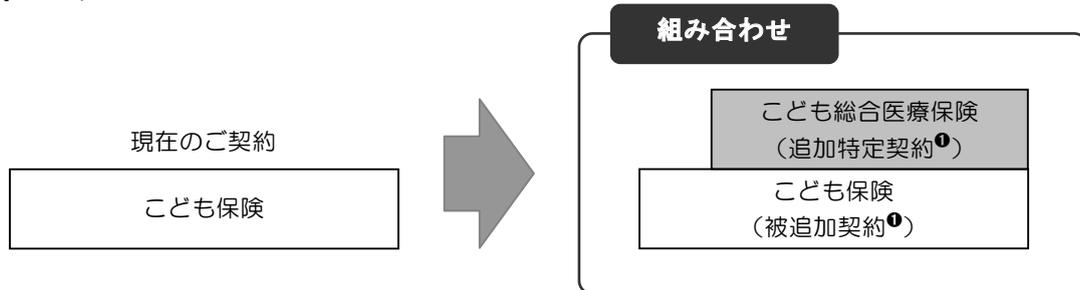
当差込冊子

※当差込冊子は、「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）
とあわせて保管ください。

こども総合医療保険の追加加入について

当社所定の基準にもとづき、現在加入しているこども保険に、今回新たに加入するこども総合医療保険を追加で組み合わせることができる取扱いです。

《イメージ》



■複数のこども総合医療保険を組み合わせることはできません。

■こども保険に組み合わせて一体の保険として加入する取扱い^②のため、こども総合医療保険の次の事項については、現在ご加入のこども保険と同一となります。

＜同一となる事項の例＞

- ・契約者
- ・被保険者
- ・後継保険契約者（こども保険の育英年金受取人と同一人）
- ・指定代理請求人
- ・保険料の払込回数・経路
- 等

■次の場合のように、こども総合医療保険をこども保険に組み合わせて加入することができないことがあります。

- ・こども保険の保険料の払込みが免除されている場合
- ・お子さまの出生前の場合
- 等

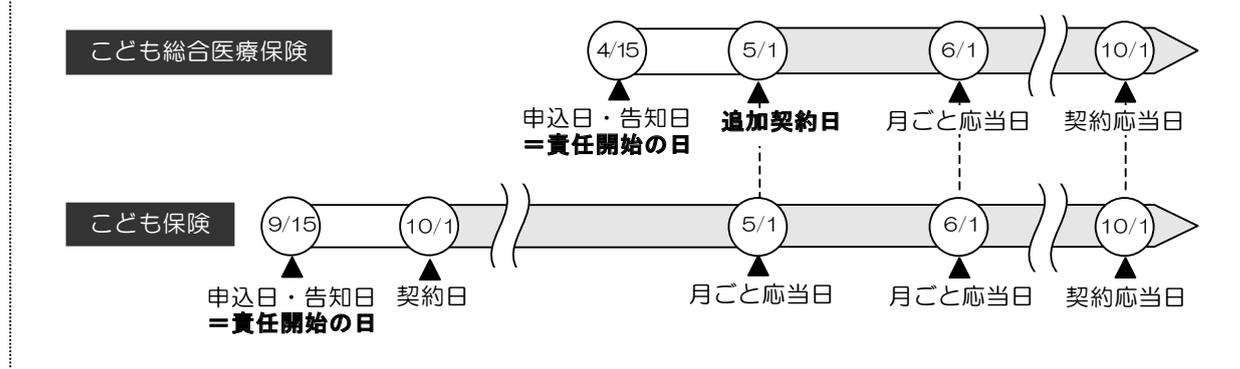
①今回新たに加入し、組み合わせる保険契約を「追加特定契約」、すでに入っている保険契約を「被追加契約」といいます。

②詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）の「1. 「ニッセイこどもの保険」の特徴」の「こども保険にこども総合医療保険を組み合わせる場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

■追加で加入することも総合医療保険について、それぞれ次のとおりとなります。

責任開始（保障の開始）	当社がこども総合医療保険の申込みを承諾した場合、申込みと告知がすべて完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。
追加契約日	こども総合医療保険の責任開始の日の直後に到来する、こども保険の月ごと応当日となります。 ^① ・追加契約日は、こども総合医療保険の保険期間等の基準となります。 ・追加契約日は、こども総合医療保険の申込みを承諾した場合に送付する「契約内容通知書」にて確認ください。
契約者および被保険者の契約年齢	契約年齢は、追加契約日における、こども保険の契約者および被保険者の契約上の年齢と同一の年齢となります。 なお、その後の年齢は、契約年齢に契約応当日（こども保険の契約応当日と同一の日）ごとに1歳を加えて計算します。
保険期間満了日	こども保険と同一の日となります。
告知義務	通常のご契約のご加入時と同様に告知義務があります。 ・こども総合医療保険の責任開始の日を起算日として、告知義務違反 ^② による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、こども総合医療保険へのご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、こども総合医療保険へ加入できなかったり、その告知をしなかったために、こども総合医療保険が解除・取消となることがあります。

《こども総合医療保険の責任開始の日と追加契約日のイメージ》



○こども総合医療保険の追加加入にあたっての保険料の取扱いについては、お手続き時にご案内します。

○今回のこども総合医療保険の組み合わせにより適用となる約款は次のとおりです。

契約基本約款（こどもの保険）	} 当差込冊子とあわせてお渡する「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）に添付のCD-ROMに収録
こども総合医療保険（有配当2012）給付約款	
特定契約の追加に関する特約 当差込冊子に掲載

なお、すでに加入いただいているこども保険については、こども保険のご加入時にお渡しした「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）に添付のCD-ROMに収録している約款を確認ください。

- ①追加契約日は変更となる場合があります。
 詳細は、次ページの「責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由（保険料の払込みの免除事由を含む）が生じた場合の取扱い」を確認ください。
- ②告知義務違反の詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」（ニッセイこどもの保険）の「4. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

特に留意いただきたい点

こども総合医療保険の責任開始の日から追加契約日までの間に支払事由(保険料の払込みの免除事由を含む)が生じた場合、追加で保険料をいただきます。

■責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由(保険料の払込みの免除事由を含む)が生じた場合の取扱い

○こども総合医療保険の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に支払事由(保険料の払込みの免除事由を含む)が生じた場合、こども総合医療保険の責任開始の日を追加契約日として、その日を基準に保険期間、その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。

○この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日については、変更しません。

これにより、保険期間が延びるため、こども総合医療保険の1カ月分の保険料に対応する金額を払込みいただきます。この際、保険料に超過分があれば払戻し、不足分があるときは追加で払込みいただきます。ただし、お支払いする給付金等があるときは、過不足分の保険料をその給付金等と精算します。

《責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じた場合の取扱い(イメージ)》

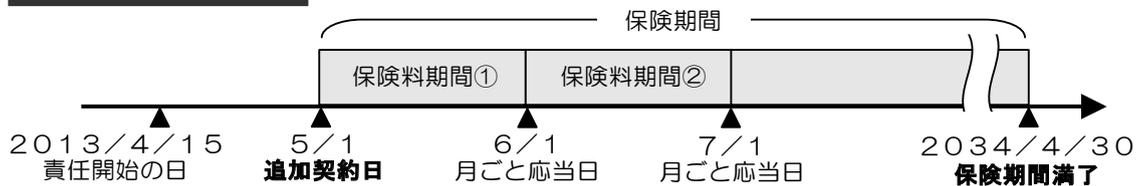
【月払契約】月ごと応当日：各月1日

こども総合医療保険の責任開始の日：2013年4月15日

追加契約日：2013年5月1日

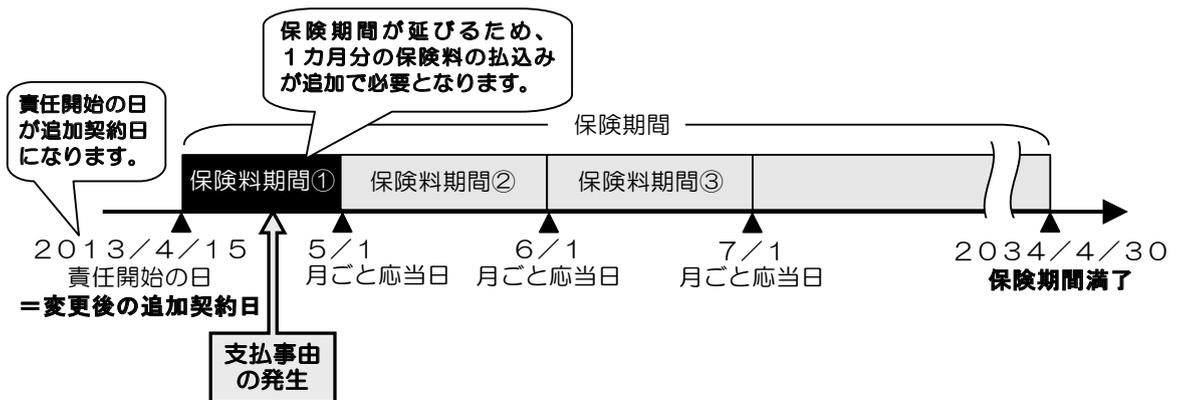
＜責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じていない場合の取扱い＞

こども総合医療保険



＜責任開始の日から追加契約日の前日までに支払事由が生じた場合の取扱い＞

こども総合医療保険



- (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日からその直後の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日からその直後の契約応当日の前日までの期間
- (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日の後に到来する、月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日の後に到来する、契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第3条(契約年齢の計算の取扱)

- 1 追加特定契約の契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。
「1 追加契約日における被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、追加契約日における、被追加契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」
- 2 追加特定契約の契約基本約款(こどもの保険)に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。
「1 追加契約日における保険契約者および被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、つぎの各号に定める年齢と同一の年齢とします。
 - (1) 保険契約者の契約年齢
追加契約日における、被追加契約の保険契約者の年齢
 - (2) 被保険者の契約年齢
追加契約日における、被追加契約の被保険者の年齢

第4条(責任開始の日から追加契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合の取扱)

- 1 追加特定契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、追加特定契約について普通保険約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、第2条(追加契約日等に関する取扱)第1項の規定にかかわらず、追加特定契約の責任開始の日を追加契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日は変更せず、保険契約者は、追加契約日からその直後の被追加契約の月ごと応当日の前日までの期間については、1か月分の保険料に対応する金額を払い込んで下さい。
- 2 前項の場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。
- 3 前2項の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の追加特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

第5条(諸取扱)

- 1 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約について、付加されている保険料払込免除特約のみが解除となることで、保険料払込免除特約の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める、すべての特定契約について保険料払込免除特約を付加することを要する規定に反することとなったときでも、そのことのみをもって、普通保険約款および特約の約款に定める解除の対象とはならない他の特定契約に付加されている保険料払込免除特約が消滅することはありません。
- 2 保険料口座振替扱特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、被追加契約および追加特定契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。

第6条(解約)

この特約だけの解約はできません。

